

排出事業者の責任について その③ ～適正な処理業者の見つけ方～



適正な処理業者を選定できるか否かで廃棄物処理のすべてが決まる！

排出事業者においてはこのように言っても過言ではありません！

というのも、これまでのCSRニュースでお伝えしてきたように処理責任は排出事業者にあります。

要は「不適切な処理業者(契約書を締結しない、極端に処理料金が安い等)に委託して不法投棄や処理基準を満たさない処理をされた場合は、排出事業者に責任があります」ということです。

今回のCSRニュースでは、排出事業者として適正な処理業者を選ばなければならない根拠と、その方法を紹介します。

適正な処理業者を選ばなければならない根拠

廃掃法第12条第7項

事業者は、前2項の規定によりその産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物について発生から最終処分が完了するまでの一連の処理の工程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

このように廃掃法では、あくまで“努力義務”としており、実施しないことによる直接的な罰則はありませんが、平成23年2月4日の環境省通知では「処理の確認は排出事業者の責務である」としており、結局は義務化されています。また、地方自治体によっては条例で義務付けているところもあり、こちらは罰則が適用されるので注意が必要です。

適正な処理業者を選定するポイント



1. 施設の規模・能力
処理能力・処理実績に
余裕があるか？収集運搬業者の
場合、運搬は自社の車両で
行っているか？等



2. 対応可能エリア
収集運搬業者の場合、
排出場所と処分予定場所の両方の
許可を持っているか？等



3. 処理料金
極端に安くはないか？
また高すぎはしないか？等



4. 処理実績
委託する予定の産業廃棄物の
処理実績は十分あるか？等



5. 情報公開
積極的な情報公開を
行っているか？等



6. 財務状況
財務状況は良好か？
施設は老朽化していないか？等

これらを確認するためには、実際に現地に赴いて処理業者を直接確認する方法が望まれます。

但し、例えば北海道の処分業者を確認するだけのために大阪から足を運ぶ、というのは現実的に困難です。そこで1つの手段として、環境省が認定している「優良産業廃棄物処理業者認定制度」に該当する処理業者については、インターネットによる公開情報(会社HP、産廃情報ネット等)を確認することで排出事業者の責務は“間接的に”全うできます。ただ、初回契約時くらいは直接現地に赴いて、処理状況や管理状況等、公開情報では確認できない雰囲気を確認し、業者選定することをお勧め致します。

NEXT

今回は、実際に処理業者に産業廃棄物を委託する際の基準について解説致します